

スクールロイヤーと法教育の実践

—学校に関わる専門職の在り方—

神内 聡 (兵庫教育大学)

1 スクールロイヤーの専門性と法教育

スクールロイヤーは学校に関わる外部人材の一種であり、新しい弁護士の職域として注目されているが、その専門性（独自性）については十分に議論されていない。しかし、スクールロイヤーに専門性がなければ顧問弁護士とは別に導入する意義に乏しいため、その専門性を議論することは実務上も研究上も不可欠である。抽象的な理念の上では、スクールロイヤーは子どもの最善の利益のために紛争の初期段階から中立的な立場で学校に助言する点で顧問弁護士と区別されるが、具体的な活動として注目されるのが法教育である。文部科学省が公表している「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」でも、教育行政に関与する弁護士に想定される業務の一つとして児童生徒に対す「出張授業」が示されており、法教育やいじめ予防授業、消費者教育やワークルール教育等が例示されている。

2 スクールロイヤーと他の外部人材との比較

スクールカウンセラーは学校に定期的に勤務することで児童生徒や教職員と直接関わる機会が確保されており、この点で一般的なカウンセラーとは異なる専門性を有する。また、日本公認心理師協会が実施した「公認心理師の活動状況等に関する調査」（2021）によれば、スクールカウンセラーには児童生徒に対する心理教育（心の健康教育）を担当する役割が期待されており、調査回答者（n=5,338）の24.2%が学級等の集団に対する心理教育を実施している。

これに対し、ほとんどのスクールロイヤーは学校に定期的に勤務しておらず、出張授業以外では児童生徒と直接関わる機会を得ることが難しいため、この点で出張授業をする意義がある。また、文部科学省が実施した2021年度の「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」によれば、「専ら教育行政に関与する弁護士」を導入している213の自治体のうち、38自治体(17.8%)で弁護士による出前授業が実施されている。

また、海外でも学校と関わる外部人材には教育活動に関わる意義が重視される例があり、アメリカの学校に勤務する警察官であるSRO(School Resource Officers)の取組みでは、法執行業務・カウンセリング業務とともに、生徒に対する犯罪予防教育の業務をSROが担うTriad Conceptが提唱され、実際にいじめの予防に多少の効果があったことを示唆する研究もある(Devlin & Fisher(2021))。

3 スクールロイヤーによる法教育の実践例

発表者は様々な学校のスクールロイヤーとして活動する一方、弁護士資格を有する教員として中高一貫校で勤務し、高2「公共」の授業を担当している他、高等学校の教育課程に新たに導入された「探究学習」にも関わっている。「公共」は一年間を通じて担当するため、教員として勤務しなければ弁護士が効果的に関わることは容易ではないと感じる一方、「探究学習」は法制度や法的な考え方に興味関心のある生徒に対して随時に助言・対応することが可能であることから、スクールロイヤーにとって現実的にも効果的なサポートが可能な法教育の場であると感じており、今後の実践例の蓄積と教育効果の提示が期待される。